

# 令和2年度 島根県立盲学校理療科教育職員(教諭・実習助手)

## 採用候補者選考試験実施要項

島根県教育委員会

### 1 目的

この選考試験は、令和2年度島根県立盲学校理療科教育職員の採用候補者を選考するために行います。

### 2 募集職種、職務の概要及び採用予定人員

募集職種	職務の概要	採用予定人員
理療科教諭	理療科の授業・実習を行う。	若干名
理療科実習助手	理療の実習について、教諭の職務を助ける。	若干名

### 3 出願資格

#### (1) 理療科教諭

次の①～③のすべてに該当する者が出願できます。

- ① 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者
- ② 昭和35年4月2日以降に生まれた者
- ③ 特別支援学校自立教科教諭(理療)又は盲学校特殊教科教諭(理療)の普通免許状を所有する者(令和2年3月末までに取得見込の者を含む)

#### (2) 理療科実習助手

次の①～③のすべてに該当する者が出願できます。

- ① 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者
- ② 昭和45年4月2日以降に生まれた者
- ③ 三師免許状を所有する者(令和2年3月末までに取得見込の者を含む)

【備考】・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

・理療科教諭、理療科実習助手の両方の志願資格を有する者で、その両方を出願する者は、いずれか一方を第2志望として併願することができます。

#### 4 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、島根県教育庁学校企画課で交付する他、学校企画課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>）からダウンロードが可能です。

##### 【提出書類】

- 願書（様式 1）原寸は A 4 判ですが、A 3 判に拡大して提出も可とします。
- 自己アピール（様式 2）
- 所有免許状の写し（令和 2 年 3 月卒業予定者は、その在学先の発行する免許状取得見込証明書）
- 卒業見込証明書（令和 2 年 3 月卒業予定者）
- 連絡用封筒 2 通（のり付封筒（両面テープ貼付可）角形 2 号（33.2cm×24.0cm）を使用してください。また、封筒の表に、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける）を明記し、それぞれに 370 円分の切手を貼付してください。）

- (2) 書類等の受付

令和元年 10 月 17 日（木）から 10 月 29 日（火）まで

○郵送の場合は簡易書留とし、令和元年 10 月 29 日（火）までの消印を有効とします。

○持参の場合の受付時間は、9 時～17 時とします（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

郵送・持参のいずれの場合も、封筒の表に「**理療科教育職員選考試験願書在中**」と朱書してください。

- (3) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

- (4) 願書等の提出先

〒690-8502 松江市殿町 1 番地 島根県教育庁学校企画課

## 5 選考試験

- (1) 期 日 令和元年12月4日(水)
- (2) 会 場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1
- (3) 内 容

	募集職種	試験内容
A	理療科教諭	専門教養試験①、専門教養試験②、面接試験（教職に関する口頭試問を含む）、専門実技試験、小論文
B	理療科実習助手	専門教養試験①、面接試験、専門実技試験、小論文

※出願職種に理療科教諭を含む者はAを、出願職種が理療科実習助手のみの者はBを受験します。詳しくは、受験票送付の際に通知します。

### (4) 選考結果の通知

名簿登載の結果については、令和元年12月24日(火)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

あわせて学校企画課ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>) に掲載します。

## 6 採用候補者名簿登載等

- (1) 名簿登載期間は、登載された日から令和3年4月1日までとします。
- (2) 出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。
- (3) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかった者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は総合評価による区分とします。

## 7 その他

(1) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

〒690-8502

松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

Tel : 0852-22-6608      Fax : 0852-22-5762

(2) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出て  
ください。

(3) 提出書類については、一切返却しません。